

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	マンモグラフィ検診従事者研修事業	
担当部局・課	主管部局・課	老健局老人保健課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること
	I	高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	157

(3) 問題分析

<p>①現状分析</p> <p>マンモグラフィの緊急整備が進み、検診に従事する専門家の不足が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な知識経験を有する読影医師数 6,649人 十分な知識経験を有する撮影技師数 5,656人 <p>(平成18年3月31日時点、NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会調べ)</p> <p>②問題点</p> <p>毎年度養成される読影医師、撮影技師の数が、マンモグラフィの普及状況と比較して不足している。また、当該養成研修を受けた後においても、一定レベルの水準を維持するためのフォローアップ体制が構築されていない。</p> <p>③問題分析</p> <p>マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成研修については、民間法</p>

人でも自主的に行っているが、費用面などから養成人員に限界がある。

④事業の必要性

本事業は、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成に係る費用を国が補助することにより、専門的知識・技術を有する読影医師、撮影技師の数を増加させ、マンモグラフィの普及状況に対応するものである。

(4) 事業の目標

目標達成年度		—				
政策効果が発現する時期		平成20年度				
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
精検受診率(乳がん)						当該指標の改善
がん発見率(乳がん)						
がん発見数(乳がん)						
早期がん割合(乳がん)						
(説明)		(モニタリングの方法)				
専門的知識・技術を有する読影医師、撮影技師が増加することにより、乳がんの精検受診率、がん発見率、がん発見数、早期がん割合等の指標が改善する。		「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室)により把握する。 (早期がん割合については別途調査。)				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
研修参加医師・技師数						—
(説明)		(モニタリングの方法)				
本事業が対象とする研修に参加した医師及び技師の数により、本事業の実施量の把握が可能である。		本事業の実績報告により把握する。				
参考指標(過去数年度の推移を含む)		H13	H14	H15	H16	H17
乳がん検診受診者数(千人)		3,279	3,337	3,488	2,699	—
(うちマンモグラフィ検診受診者数(千人))		(449)	(563)	(718)	(1,100)	(—)
(説明)		(モニタリングの方法)				
上段は乳がん検診の受診者数であり、下段(かっこ書き)はそのうちマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数である。		「地域保健・老人保健事業報告」				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			
がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明			

らかにしている。	
マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成を推進することにより、乳がん検診の受診率を向上させることができ、ひいては、女性の健康の保持増進に寄与できることとなることから、本事業については、一定の公益性がある。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
<p>（理由）</p> <p>がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。</p> <p>本事業を国が行うことにより、地域差なくマンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師を養成し、ひいては、マンモグラフィの普及及び乳がん検診の受診率の向上に向けた全国的な取組が可能となる。</p>	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
<p>（理由）</p> <p>本事業が対象とする研修は、都道府県や民間法人等への補助により実施されることとなる。</p> <p>本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものである。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>（理由）</p> <p>乳がんについては、年間約3.5万人が発症し、約1万人が死亡していることから、早期発見、早期治療により、当該死亡者数を減少させることが急務である。</p> <p>また、がん対策基本法が成立したことに対応して、速やかに措置を講ずる必要がある。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成への国庫補助→当該養成数の増加及び資質の向上→マンモグラフィ検診の機会の増加及び精度の向上→乳がん検診の受診率の向上→乳がん患者の早期発見、早期治療→乳がん起因する死亡数の減少
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>・今後見込まれる効果</p> <p>本事業により、マンモグラフィ検診に従事する読影医師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療が可能となり、乳がん起因する死亡数の減少が見込まれる。</p>
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
特になし。

(3) 効率性

手段の適正性
本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援す

るものであり、効率的で適正な手段である。	
費用と効果の関係に関する評価	
<p>本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。</p> <p>また、マンモグラフィ緊急整備事業によりマンモグラフィの整備が進む一方で、検診に従事する専門家の不足が指摘されており、本事業を通じた当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られる。</p> <p>さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療が可能となり、乳がん起因する死亡数の減少が見込まれる。</p>	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	
—	

(4) その他

<p>マンモグラフィ緊急整備事業（女性のがん対策）については、平成17年度予算概算要求に係る新規事業として、平成16年度に事業評価（事前評価）を実施した。当該事業は、平成18年度以降、成果重視事業に移行し、平成19年度においてマンモグラフィ検診受診者数を約200万人、乳がん患者発見数を約2,300人とする等の目標を掲げている。これに係る平成16年度における達成状況は、マンモグラフィ検診受診者数110万人、乳がん患者発見数2,685人である。</p> <p>マンモグラフィ緊急整備事業は、上記のように成果を上げつつあり、本事業（マンモグラフィ検診従事者研修事業）と相まって、乳がん患者発見数を向上させ、乳がん起因する死亡数の減少に資するものと考えられる。</p>
--

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

<p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について—がん検診に関する検討会中間報告—」（平成17年2月18日） <p>①各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。」とされている。 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知） <p>③総務省による行政評価・監視等の状況</p> <p>なし。</p> <p>④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）</p>
--

- ・ 「健康フロンティア戦略」（平成16年5月19日与党幹事長・政調会長会議）
政策の柱の1つとして「女性のがん緊急対策」を掲げている。
 - ・ 「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）
十七 予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。
- ⑤会計検査院による指摘
なし。